

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項〕

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

なお、評価方法は以下のとおりであります。

商品、製品、貯蔵品…………… 主として総平均法

仕掛品…………… 個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…………… 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物…………… 3～15年

工具器具及び備品…………… 2～15年

無形固定資産…………… 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、2008年3月31日以前に開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用…………… 定額法

3. 引当金の計上基準

賞与引当金…………… 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

4. 消費税等の処理方法…………… 税抜方式によっております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる事項

連結納税制度の適用

当社は、当事業年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（企業会計基準委員会実務対応報告第5号 平成27年1月16日）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（企業会計基準委員会実務対応報告第7号 平成27年1月16日）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

6. 当期純損益金額 32,391,628円

〔重要な後発事象に関する注記〕

特にございませぬ。